

# 東海能楽研究会年報

文化年間の藤田流と  
習事相手組をめぐる一考察

米田 真理

尾張藩お抱えであった笛方藤田流では、七代目清兵衛のとき、習事の相手組をめぐる事件が起つた。「相手組」とは、上演する脇方・囃子方のメンバーが、習事ごとにあらかじめ定められていることである。この事件については、「名古屋市史 風俗編」で触れられているほか、近年では、大谷節子氏が藤田家蔵の書簡をもとに、具体的な経緯について紹介されている（六麓会平成五年二月例会）。

事件の概要是、次のようなものである。文化八年（一八一〇年）、江戸の太鼓方金春流家元である惣右衛門が、尾張藩お抱えの太鼓方役者速水猪左衛門を通じて、乱や道成寺、獅子といった重い習事については、藤田流とは組めない旨を伝えてきた。その理由は、藤田流が江戸にはない流儀であるから、というものであった。確かに、藤田流や

田流では、七代目清兵衛のとき、習事の相手組をめぐる事件が起つた。「相手組」とは、上演する脇方・囃子方のメンバーが、習事ごとにあらかじめ定められていることである。この事件については、「名古屋市史 風俗

編」で触れられているほか、近年では、大谷節子氏が藤田家蔵の書簡をもとに、具体的な経緯について紹介されている（六麓会平成五年二月例会）。

る。

ただし、金春惣右衛門とて、唐突に「習事相手組」のことを切り出したわけではないだろう。というのは、当時、江戸の家元格の役者たちにとって、相手組について敏感にならざるをえないかった事情が、文化二十九年に幕府に提出した書上（以下「文化年間書上」と呼ぶ）から窺わられるからである。

この書上は、池内信嘉氏『能楽盛衰記』上巻に翻刻されたもの（所蔵者未詳）と、高知県立図書館蔵のものによつて確認される。内容は、五座の大夫およ

り、江戸では久しく諸流の相手組を構成している。このうち習事相手組は、習事とする曲や小書を挙げ、次に役者名を列挙して、「右之者共之内相手組被仰付可被下候」（観世流）などと記す。すなわち、習事を上演する役者を限定しているわけだが、その基準は「右之者共兼而申合置候ニ付」（喜多流）からわかるよう

に、演出について申し合わせが済んでいることであった。そして、その相手組の中に、藤田流の役者は入っていないのである。

この書上は、習事相手組が記された初めてのものであるが、この書上の性格は、実は政治と密接な関係がある。先行する享保や元文の書上は、八代将軍吉宗が、五代綱吉・六代家宣時代にむやみに復曲が行われたのを受けて、上演曲目の把握を主目的に提出させたものである。

この書上は、池内信嘉氏『能

樂盛衰記』上巻に翻刻されたもの（所蔵者未詳）と、高知県立図書館蔵のものによつて確認される。内容は、五座の大夫および大蔵庄左衛門方の習事伝授目

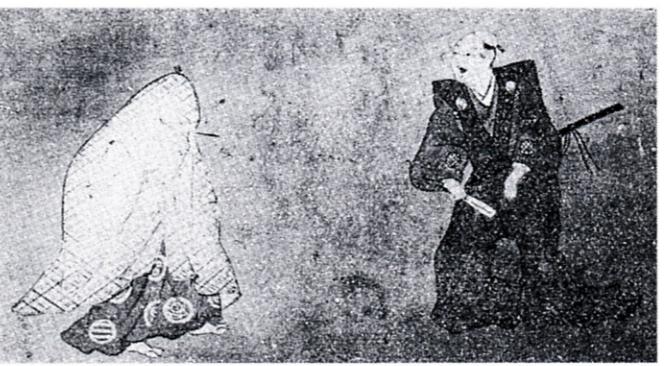
録と、習事相手組、諸座における一調や乱曲などの目録によつて構成されている。このうち習事の増加に対する措置であつたと考えられる。さらに、文化年間書上では相手組まで明らかにされ、習事に対する把握は一層強固になつたのである。

そもそも家斉の時代は、老中首座松平定信によつて、質素儉約を推奨する寛政の改革が行わっていた。定信が寛政五年に失脚した後も、続く文化年間では、新たな老中首座である松平信明によって、緊縮財政路線が引き継がれていた。こうした方針のもと、能役者にも書上を提出させることによつて、特別な手当金を必要とする習事の上演に、幾ばくかの制限を加えようとしたのである。

この書上は、幕府とする習事相手組の限定を背景とする習事相手組の限定が、江戸在住の家元である金春惣右衛門をして、藤田流とは相手をしない旨を言わしめたので



れも扮装した役者のみの画面で、建築としての舞台や観客や周囲の景観などは描かれず、すなわち演出資料として信頼するに足るものであると考えられる。たとえば「葉めの『朝比奈』」のシテはさばき髪に白鉢巻、七道具を腰に差し、太刀を佩いて白口をつけている。これは「続狂言記」の挿絵に近いが、上着が白水衣でない厚板風の衣装を壇折のように着ていている。この絵と「続狂言記」の挿絵とは時代が近いと考えられる



「狂言集成」因幡堂 描絵



「狂言集成」枕物狂 描絵

が、当時のシテの扮装に多分にバリエーションがありえたことがうかがえるわけである。またたとえば二十四葉の「墨塗」には泣くまねをして葉めの「墨塗」には泣くまねをして別の曲に挿入されているものが二葉ある。「因幡堂」および「枕物狂」で、その絵を次に引用する。

この四十四葉の狂言絵のうち誤つて別の曲に挿入されているものが二葉ある。「因幡堂」および「枕物狂」はありありと丸紋の狂言袴がのぞいで夫をだまそうと立っているところである。「狂言集」の狂言絵にあって、被衣の下に顔に墨を塗つてしまふ女がふたり描かれており、この絵の基づいた台本がどのような内容であったのか、気になるところである。

この四十四葉の狂言絵のうち誤つて別の曲に挿入されているものが二葉ある。「因幡堂」および「枕物狂」はありありと丸紋の狂言袴がのぞいで夫をだまそうと立っているところである。「狂言集」の狂言絵にあって、被衣の下に顔に墨を塗つてしまふ女がふたり描かれており、この絵の基づいた台本がどのような内容であったのか、気になるところである。

が、当時のシテの扮装に多分にバリエーションがありえたことがうかがえるわけである。またたとえば二十四葉の「墨塗」には泣くまねをして別のあることは前述した。誤りは神泉苑の鶴のものまねをする太郎冠堂」の西門のシーン、女が衣を被いで夫をだまそうと立っているところである。「狂言集」の狂言絵にあって、被衣の下に顔に墨を塗つてしまふ女がふたり描かれており、この絵の基づいた台本がどのような内容であったのか、気になるところである。

た「謡曲・狂言」の教材化の可能性及びその問題点を考察してゆきたい。

## 二 「謡曲・狂言」を扱い得る

### 教科・科目について

(1) 国語科・国語総合・古典講読

新指導要領では、古典は、必修科目の「国語総合」、選択科目の「古典」及び「古典講読」において扱われる。この点では現行と同じである。

(2) 芸術科・音楽Ⅱ

新指導要領の音楽Ⅱでは、内容の取扱い(3)に「主として三味線楽(語り物)、能楽・琵琶楽などを扱うようにする」とある。

(3) 「総合的な学習の時間」・「学校設定科目」

教科横断的な色彩の強い「総合的な学習」の中の一単元として扱える。同様に「学校設定科目」において、国語に属する「郷土文学」、地理歴史に属する「郷土文化」、芸術に属する「伝統芸能」等の科目で扱える。また「学校設定科目」として、伝統芸能、伝統音楽、武道、茶道、和装、伝統工芸などを内容とする「日本文化」などという科目を設定できれば、「謡曲・狂言」は採用しにくくな

る。ある教科書会社に問い合わせたところ、現在「謡曲・狂言」を教材として掲載している教科書も、次回改訂では掲載されないだろうとの回答であった。

### 三 国語科における「古典」と「謡曲・狂言」との関連について

#### 国語科における「古典」の位置

(1) 新指導要領下の国語科は、展開内容も大きく変わり「話すこと・聞くこと」に十五時間程度、「書くこと」に三十時間程度という具体的配当時間が明示される。したがって授業展開は古典の読解を重視した従来とは大きく異なってくる。古典に充てられた時間を、今後は維持できなくなる可能性が高い。

(2) 教科書における「謡曲・狂言」

「謡曲・狂言」が教材として採用されている教科書は、これまである。平成十二年度用国語科全教科書の出典調査(「高等学校の国語教科書は何を扱っているか」)(京都書房)によると「大黒連歌」「隅田川」「井筒」「忠度」「道成寺」の五つである。この状況は新指導要領下では、より悪化する。授業時間数減少で教科書会社側としても、従来の内容を維持するために、「謡曲・狂言」は採用しにくくな

る。ある教科書会社に問い合わせたところ、現在「謡曲・狂言」を教材として掲載している教科書も、次回改訂では掲載されないだろうとの回答であった。

### 四 「謡曲・狂言」を取り入れた想定授業案

「謡曲・狂言」を教材化する場合には、二つの方法が考えられる。一つは導入教材として、もう一つは、発展教材としてである。以下にその想定概略案を示す。

(1) 導入教材としての「謡曲・狂言」

(2) 「謡曲・狂言」を取り入れた授業案

(3) 第一期限(謡曲ビデオ鑑賞と解説及び読解)

(4) 第二期限(謡曲に描かれた融像の理解と宇治拾遺物語の読解)

(5) 第三期限(謡曲に描かれた融像の理解と宇治拾遺物語の読解)

(6) 第四期限(謡曲「葬」への「融」像の変化・グループ学習)

(7) 第五期限(謡曲「葬」の能楽堂での鑑賞)

(8) 第六期限(源氏物語「葬」と謡曲「葬」の比較・グループ討論)

五 「謡曲・狂言」の教材化における提言

(1) 「学校設定教科・科目」における「謡曲・狂言」の積極的な採用。

(2) 「マルチメディア教材の導入による「情報」との合科授業の活用。

(3) 「新教科「情報」において利用できるインターネットを活用した「謡曲・狂言」関連のコンテンツ」

## 高等学校国語科における「謡曲・狂言」の教材化の試み

新指導要領における「国語科」教材の可能性を探る  
江崎 寛

九年の復刻版においても訂正注記されず使われている。絵画資料がいかなる扱いを受けていたか、しかしそれは今日に至ってもさして変わらぬ状況であることを思えば、當時を責められないかも知れぬ。

「狂言集成」挿絵には先に引用した「墨塗」のほか、当時の面白い演出を伝えるものがある。「犬山伏」の犬の毛ごろも、「うつぼ猿」の猿の扮装。「千鳥」の太郎冠者は桶を足に

た「墨塗」のほか、当時の面白い演出を伝えるものがある。「犬山伏」の犬の毛ごろも、「うつぼ猿」の猿の扮装。「千鳥」の太郎冠者は桶を足に

れず使われている。絵画資料がいかなる扱いを受けていたか、しかしそれは今日に至ってもさして変わらぬ状況であることを思えば、當時を責められないかも知れぬ。

「狂言集成」挿絵には先に引用した「墨塗」のほか、当時の面白い演出を伝えるものがある。「犬山伏」の犬の毛ごろも、「うつぼ猿」の猿の扮装。「千鳥」の太郎冠者は桶を足に

一見してわかるようにこの「因幡堂」の絵は「鶴」「枕物狂」の絵はものであることは前述した。誤りは惜しみつつ、適切に活用していくことが今後の課題であろう。

(本稿は「描かれた狂言—近世狂言絵画の諸例を見わたす」聖母女学院短期大学研究紀要第三十集二〇〇一・三発行の拾遺編である。)

(3) 地域の施設や関係者との連携  
学校外の「能・狂言」サークルや各都市に点在する能舞台を中心としたボランティアによる学校教育への積極的な参加が望まれる。

新指導要領下、国語科単独では、「謡曲・狂言」を積極的に教材化できる余地は、減少するが、総合的な学習の時間や学校設定科目・教科を効果的に運用すれば、国語科という単独の教科を越えた新たな形での「謡曲・狂言」を学校教育の中に再生できる可能性が高い。そのためにも学校外の関係団体の積極的な支援やアプローチが今こそ必要とされている。

〔解説〕  
謡曲の音階表示について  
(前号の続き)  
小島 英幸

謡曲の音階は、ピアノによる十二平均律が普及している現代では、一般にはピアノの発するドレミファソロードが今こそ必要とされている。

〔二〕「末社 脇能 九 下」  
(20) 賀茂 (21) 難波 (22) 白髭 (23)  
嵐山 (24) 白樂天 (25) 寝覚 (26) 源  
太夫 (27) 小鍛治 (28) 鶴羽 (29) 道  
明寺 (30) 和布刈 (31) 九世戸 (32)  
江嶋 (33) 松尾 (34) 雨月 (35) 鶴  
祭 (36) 玉井 (37) 絵馬 (38) 七夕  
(39) 熱田 (40) 浦嶋 (41) まない  
の原 (42) 孫思邈 (43) 持統 (44)  
西王母 (45) 東坊作 (46) 養老 (47)  
金札 (48) 大社 (49) 氷室 (50) 竹  
生嶋 (51) 同 (52) 鶴龜 (53) 皇帝  
(54) 賀茂御田 (55) 白鬚道者 (56)  
追松  
〔三〕「修」羅語間 九  
(57) 田村 (58) 賴政 (59) 真盛 (60)  
忠則 (61) 篠 (62) 敦盛 (63) 兼平  
(64) 道盛 (65) 八嶋 (66) 朝長 (67)  
知章 (68) 碪潜 (69) 野口 (70) 巴  
(71) 河原太郎 (72) 貞任 (73) 悪源  
太 (74) 経政  
〔四〕「女語間 九」  
(75) 江口 (76) 井筒 (77) 芭蕉 (78)  
定家 (79) 采女 (80) 玉葛 (81) 東  
(82) 野々宮 (83) 夕顔 (84) 当摩  
(85) 仏原 (86) 伯母捨 (87) 槿 (88)  
浮舟 (89) 小蝶 (90) 桧垣 (91) 梅  
枝 (92) 葛城 (93) 海士 (94) 六浦  
(95) 詔願寺 (96) 龍田 (97) 橋姫  
(98) 半蔀夕顔 (99) 空蝉 (100) 三輪

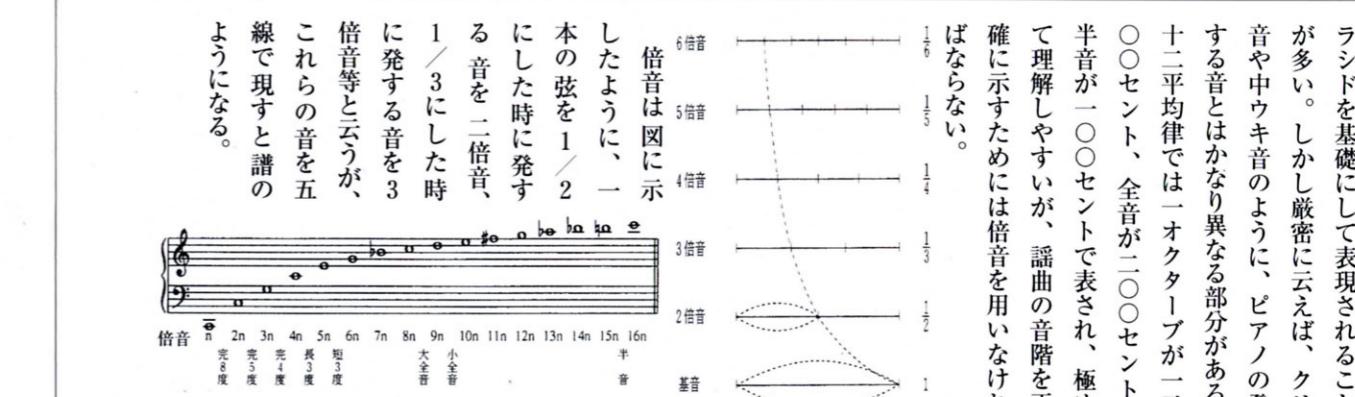
〔一〕「落葉 (102) 濡衣  
(101) 落葉 (102) 濡衣  
(五) 「雜語間 九」  
(103) 項羽 (104) 舟橋 (105) 錦木 (106)  
女郎花 (107) 鶴鉤 (108) 阿漕 (109)  
野守 (110) 遊行柳 (111) 鶴 (112) 融  
(113) 熊坂 (114) 小塙 (115) 雲林院  
(116) 伏木曾我 (117) 猿々 (118) 諸  
社 (119) 獅子 (120) 信夫 (121) 草薙  
(122) 泣不動 (123) 求塚 (124) 鐘馗  
(125) 松虫  
〔六〕「語之類 九 上」  
(126) 殺生石 (127) 世界 (128) 車僧  
鶴龜 (141) 鞍馬天狗 (142) 夜打曾我  
(143) 大会 (144) 舍利 (145) 同  
生門 (132) 土蜘蛛 (133) 長郎 (134) 二  
人祇王 (135) 守久 (136) 橋弁慶 (137)  
〔七〕「詠の類 九 下」  
(146) 雷電 (147) 輪藏 (148) 飛雲 (149)  
葛城天狗 (150) 大磐若 (151) 一角仙  
人 (152) 富士山 (153) 菅丞相 (154)  
松山 (155) 生贊 (156) 空巴 (157) 玄上  
(158) 空腹 (159) 正尊 (160) 錦戸 (161)  
樋尾 (162) 太勢太子 (163) 龍虎 (164) 161  
檀風 (165) 繩鈴木 (166) 桜間 (167) 167  
巖洞 (168) 扉 (169) 河水 (170) 調  
伏曾我 (171) 馬乞佐左木 (172) 第六  
天 (173) 降魔 (174) 石橋 (175) 降魔  
〔八〕「応答 九 上」

(175) 安宅 (176) 芦刈 (177) 天鼓 (178)  
藤栄 (179) 藤戸 (180) 春榮 (181) 舟  
弁慶 (182) 黒塙 (183) 篭太鼓 (184) 道  
成寺 (185) 国柄 (186) 果月 (187) 百  
万 (188) 葵上 (189) 自然居士 (190) 東  
巖居士 (191) 感陽宮 (192) 放下僧 (193)  
吉野静 (194) 三井寺 (195) 西行桜 (196)  
楊貴妃 (197) 善知鳥 (198) 松風 (199)  
小袖曾我 (200) 邃鄴 (201) 班女 (202)  
竹雪 (203) 富士太鼓 (204) 木賊 (205)  
七騎落 (206) 俊成忠則 (207) 望月 (208)  
小督 (209) 雲雀山 (210) 俊寛 (211)  
瀬 (212) 山姥 (213) 夜打曾我 (214) 大江山  
愛染河 (212) 山姥 (213) 夜打曾我 (214) 大江山  
〔九〕「応答 九 下」  
(215) 鳥追 (216) 元服曾我 (217) 水無  
瀬 (218) 丹後物狂 (219) 土車 (220) 弱  
法師 (221) 蝉丸 (222) 兼元 (223) 身  
壳 (224) 正儀 (225) 太木 (226) 横山  
〔一〕「唐船 (223) 常陸帶 (234) 善司曾我 (235)  
(227) 局六代 (228) 卷衣 (229) 関原与  
(228) 常陸帶 (234) 善司曾我 (235)  
(229) 唐船 (231) 斎藤五 (232) 春  
近 (233) 常陸帶 (234) 善司曾我 (235)  
金輪 (236) 岡崎 (237) 武文 (238) 愛  
寿 (239) 初雪 (240) 同 (241) 庭鳥龍  
田 (242) 驚 (243) 現在熊坂 (244) 広  
待 (248) 粉河寺 (249) 室君 (250) 比  
(249) 粉河寺 (249) 室君 (250) 比  
良 (251) 皇帝 (252) 高野敦盛 (253) 木  
曾願書 (254) 笠祇王 (255) 羊 (256) 綾  
之鼓 (257) 双紙洗 (258) 千引 (259) 返

〔一〕「詠の類 九 下」  
(146) 雷電 (147) 輪藏 (148) 飛雲 (149)  
葛城天狗 (150) 大磐若 (151) 一角仙  
人 (152) 富士山 (153) 菅丞相 (154)  
松山 (155) 生贊 (156) 空巴 (157) 玄上  
(158) 空腹 (159) 正尊 (160) 錦戸 (161)  
樋尾 (162) 太勢太子 (163) 龍虎 (164) 161  
檀風 (165) 繩鈴木 (166) 桜間 (167) 167  
巖洞 (168) 扉 (169) 河水 (170) 調  
伏曾我 (171) 馬乞佐左木 (172) 第六  
天 (173) 降魔 (174) 石橋 (175) 降魔  
〔八〕「応答 九 上」

〔解説〕  
謡曲の音階表示について  
(前号の続き)  
小島 英幸

謡曲の音階は、ピアノによる十二平均律が普及している現代では、一般的にはピアノの発するドレミファソロードが今こそ必要とされている。



〔二〕「語脇能 九 上」  
〔三〕「山脇和泉家伝来 九冊組 間狂言本  
飯塚 恵理人  
〔四〕「名古屋狂言共同社所蔵  
現在狂言共同社所蔵の間狂言の本に九冊組の青表紙本がある。(以下「共同社本」と略称する)」「共同社本」に記載される内容は、現在狂言共同社所蔵の間狂言本の中でも最も古いものである。  
〔五〕「山脇和泉家伝来 九冊組 間狂言本  
飯塚 恵理人  
〔六〕「山脇和泉家伝来 九冊組 間狂言本  
飯塚 恵理人  
〔七〕「名古屋狂言共同社所蔵  
現在狂言共同社所蔵の間狂言の本に九冊組の青表紙本がある。(以下「共同社本」と略称する)」「共同社本」に記載される内容は、現在狂言共同社所蔵の間狂言本の中でも最も古いものである。

〔一〕「語脇能 九 上」  
(1) 高砂 (2) 志賀 (3) 弓八幡  
(4) 吴服 (5) 佐保山 (6) 右近  
(7) 追松 (8) 鶴羽 (9) 御裏濯  
(10) 淡路 (11) 放生川 (12) 伏見  
(13) 岩舟 (14) 箱崎 (15) 浦嶋  
(16) 玉采鳴川 (17) 子守 (18) 葛  
城賀茂 (19) 吉野  
〔二〕「山脇和泉家伝来 九冊組 間狂言本  
飯塚 恵理人  
〔三〕「山脇和泉家伝来 九冊組 間狂言本  
飯塚 恵理人  
〔四〕「名古屋狂言共同社所蔵  
現在狂言共同社所蔵の間狂言の本に九冊組の青表紙本がある。(以下「共同社本」と略称する)」「共同社本」に記載される内容は、現在狂言共同社所蔵の間狂言本の中でも最も古いものである。

〔五〕「山脇和泉家伝来 九冊組 間狂言本  
飯塚 恵理人  
〔六〕「山脇和泉家伝来 九冊組 間狂言本  
飯塚 恵理人  
〔七〕「名古屋狂言共同社所蔵  
現在狂言共同社所蔵の間狂言の本に九冊組の青表紙本がある。(以下「共同社本」と略称する)」「共同社本」に記載される内容は、現在狂言共同社所蔵の間狂言本の中でも最も古いものである。

〔一〕「語脇能 九 上」  
(1) 高砂 (2) 志賀 (3) 弓八幡  
(4) 吴服 (5) 佐保山 (6) 右近  
(7) 追松 (8) 鶴羽 (9) 御裏濯  
(10) 淡路 (11) 放生川 (12) 伏見  
(13) 岩舟 (14) 箱崎 (15) 浦嶋  
(16) 玉采鳴川 (17) 子守 (18) 葛  
城賀茂 (19) 吉野

〔一〕「語脇能 九 上」  
(1) 高砂 (2) 志賀 (3) 弓八幡  
(4) 吴服 (5) 佐保山 (6) 右近  
(7) 追松 (8) 鶴羽 (9) 御裏濯  
(10) 淡路 (11) 放生川 (12) 伏見  
(13) 岩舟 (14) 箱崎 (15) 浦嶋  
(16) 玉采鳴川 (17) 子守 (18) 葛  
城賀茂 (19) 吉野

〔一〕「語脇能 九 上」  
(1) 高砂 (2) 志賀 (3) 弓八幡  
(4) 吴服 (5) 佐保山 (6) 右近  
(7) 追松 (8) 鶴羽 (9) 御裏濯  
(10) 淡路 (11) 放生川 (12) 伏見  
(13) 岩舟 (14) 箱崎 (15) 浦嶋  
(16) 玉采鳴川 (17) 子守 (18) 葛  
城賀茂 (19) 吉野

慶長十五年に演じられたという矢田神社神事猿楽は、前年入封した龜山城主岡部盛の手によつて「再興」されたものであることが社記によつてわかる。再興したものと在任期間になくすはずはないと思われるが、長盛が福知山へ移る元和七年（一六二二）までは、少なくとも続いていたであろう。その間は矢田座が勤めたと考えるのが穩當である。その後、亀山城主は岡部氏から松平氏・菅沼氏・松平氏と移つて、貞享三年に久世重之氏が入封してくるのだが、矢田座が出ていないという矢田神社猿楽記録がその翌年であり、その間の記録がないというのは気になる。慶長十五年の例に倣うなら、再び途絶えていた神事猿楽を久世氏が再興したと考えられないだろうか。少なくとも、社記の記された延宝年間（一六七三～八二）の上演が記されていないのだから、この時期は猿楽の上演がなかつたと見てよい。

その直前までは演じられていたが、何らかの事情により矢田大夫がいなくなつて、上演不可能という状況が生じたと推定することは可能である。その危機意識によって、社記を

記したのではないか。猿楽上演のことが筆録者の意識にあつたのだから、あまり遡らない時点までは演じられていたのだろう。

藩主によつて再興されるならその逆もあり得るが、岡部氏転封の元和七年では早すぎる。すなわち、菅沼氏から松平氏に変わった慶安元年（一六四八）が、その有力候補ということになろう。あくまで一つの可能性だが、矢田座はこの直後に丹波の地を離れたのではないだろうか。

平成十二年五月二十八日

「金春安明氏の小泉理論に対する反論  
—謡はテトラコルドではない—」 小島 英幸 氏

七月二十三日

「伝統芸能上演会（八月十日）に向けての準備会」

九月十七日

「作品研究『金津』」

十一月五日

「『和泉流狂言六義抜書』台本としての位置」 野崎 典子 氏

「金剛宗家藏 尾崎浪音宛金剛巖書状について」

藤岡 道子 氏  
保田 紹雲 氏

各解説者

## 平成十二年度 例会記録

（平成十二年五月～十三年三月）

平成十三年一月二十八日

「金春安明氏の小泉理論に対する反論  
—謡はテトラコルドではない—」 小島 英幸 氏

七月二十三日

「伝統芸能上演会（八月十日）に向けての準備会」

九月十七日

「作品研究『金津』」

十一月五日

「『和泉流狂言六義抜書』台本としての位置」 野崎 典子 氏

「金剛宗家藏 尾崎浪音宛金剛巖書状について」

藤岡 道子 氏  
保田 紹雲 氏

各解説者

## 平成十二年度 例会記録

（平成十二年五月～十三年三月）

### 受賞者紹介

平成十三年一月二十八日

「狂言における傘の意味」

林 和利 氏

三月二十五日

「岐阜県郡上郡石徹白の白山中居神社の能面について」

曾我 孝司 氏

江馬賞 日本風俗史学会

平成十二年十月

東海能楽研究会年報 第5号

二〇〇一年（平成十三）三月三十一日発行  
代表者 篠 鉱一

幹事校 名古屋女子大学 林研究室

なおり座運営委員会（代表 林 和利）

名古屋市芸術祭審査員特別賞

平成十三年一月

印 刷 者 共生印刷株

〒467-0003 名古屋市瑞穂区汐路町三一四〇